

ほくでん光 スタンダードプラン Wi-Fi ルーターレンタルサービスに関する利用規約

北海道電力株式会社

第1条（規約の適用）

1. 北海道電力株式会社（以下「当社」といいます。）は、このほくでん光 スタンダードプラン Wi-Fi ルーターレンタルサービスに関する利用規約（以下「本規約」といいます。）を定め、これにより「ほくでん光 スタンダードプラン Wi-Fi ルーターレンタルサービス」（以下「本サービス」といいます。）を提供いたします。
2. 本サービスについて、本規約に定めのない事項は、本規約に別途定める場合を除き、当社が別途定める「ほくでん光 スタンダードプラン・ほくでん光 ハイスピードプラン契約約款」（以下「ほくでん光約款」といいます。）が適用または準用され、本規約とほくでん光約款とが抵触する場合は、本サービスに関する限り、本規約が優先して適用されます。

第2条（規約の変更）

1. 当社は、民法第548条の4の規定により、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものである場合は、本規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。
2. 当社は、前項の変更を行なう場合は、本規約を変更する旨および変更後の規約の内容ならびに効力発生時期を、当社から本サービスの提供を受けるための契約（以下「本契約」といいます。）を締結している者（以下「契約者」といいます。）に対し、インターネット上の当社所定のウェブサイトへの掲載その他の適切な方法で周知いたします。
3. 当社は、業務上必要な場合は、本規約の特約を定めることがあります。この場合、契約者は、本規約とともに特約も遵守していただきます。

第3条（契約の単位）

当社は、ほくでん光 スタンダードプラン 1回線ごとに1の契約を締結いたします。

第4条（契約申込の条件）

本契約の申込みをすることができる者は、ほくでん光約款にもとづく「ほくでん光 スタンダードプラン」の東日本電信電話株式会社（以下「NTT 東日本」といいます。）から提供を受ける「卸電気通信役務」を利用して提供する、光電気通信網を用いた FTTH アクセス回線提供サービスおよびインターネット接続サービス（附帯するサービスを含みます。）（以下「本インターネットサービス」といいます。）の提供を受けるための契約を締結している者に限ります。

第5条（契約申込の方法）

本契約の申込みをする場合は、本規約を遵守することを承諾のうえ、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、電磁的方法、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。

第6条（契約申込の承諾）

1. 当社は、本契約の申込みがあった場合は、受け付けた順序に従って承諾いたします。
2. 当社は、前項にかかわらず、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。この場合はその理由を通知いたします。
 - （1）本サービスを提供することが技術上著しく困難な場合
 - （2）本インターネットサービスの提供が困難な場合
 - （3）本契約の申込者が本サービスの料金または当社との他の契約にもとづく債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがある場合
 - （4）当社の業務の遂行上著しい支障がある場合
 - （5）本契約の申込者が未成年である場合
 - （6）その他当社が不相当と判断した場合

第7条（契約の成立およびサービスの開始日）

1. 本契約は、当社が申込みを承諾することにより成立いたします。
2. 本サービスの開始日は、次のとおりといたします。
 - （1）本インターネットサービスおよび本サービスの提供について同時に申込みがあった場合は、本インターネットサービスの提供開始日を、本サービスの開始日といたします。
 - （2）本インターネットサービスの提供開始以降、本サービスの提供について申込みがあった場合は、契約者が指定した住所宛てに WI-Fi ルーターが到着した日を、本サービスの開始日といたします。

第8条（契約期間）

1. 本サービスの契約期間は、本契約が成立した日から、その日が属する月の末日までといたします。
2. 契約期間満了に先立って契約者または当社から特段の意思表示がない場合は、本契約は、契約期間満了後も1月ごとに同一条件で継続されるものといたします。

第9条（契約者が行なう本契約の解除）

1. 契約者が本契約を解除しようとする場合は、当社に通知していただきます。
2. 前項に定める解除にもとづく本契約の終了日は、解除手続きが完了した日といたします。

第10条（当社が行なう本契約の解除）

1. 当社は、次の場合には、本契約を解除することがあります。
 - （1）料金その他の債務または当社との他の契約にもとづく債務について、支払期日を経過してもなお支払わない場合（支払期日を経過した後支払われた場合であって、当社がその支払の事実を確認できないときを含みます。）
 - （2）契約者の手形または小切手の不渡りが発生した場合
 - （3）契約者に仮差押、差押、競売、破産、仮処分その他の強制執行の申し立てがされた場合
 - （4）本インターネットサービスの契約が解除となった場合
 - （5）当社が本サービスの提供を終了した場合
 - （6）その他、当社の業務遂行に著しい支障を及ぼすと当社が認めた場合
2. 当社は、前項により、本契約を解除しようとする場合は、あらかじめ契約者に通知いたします。

3. 第1項に定める解除にもとづく本契約の終了日は、解除手続きが完了した日といたします。

第11条（レンタル料金）

1. 本サービスのレンタル料金は、料金表に定めるところによります。
2. 契約者は、当社が本サービスの提供を開始した日から起算して、本契約の解除があった日の属する月の末日までの期間について、料金表に定めるレンタル料金を支払っていただきます。
3. 本サービスのレンタル料金の日割りは行わないものといたします。
なお、利用料金は、本サービスの提供を開始した日より発生するものといたします。
4. 契約者は、本サービスの契約期間中に本サービスにより貸与するWi-Fi ルーター（以下「本ルーター」といいます。）を利用することができない状態が生じた場合でも、期間中のレンタル料金の全額を支払っていただきます。ただし、本規約に別段の定めがある場合はこの限りではありません。

第12条（本ルーターの配送）

1. 当社は、本ルーターについて、本契約の成立後、当社が指定する事業者（以下「配送業者」といいます。）により、契約者が配送先として指定した住所宛に配送いたします。
2. 配送業者が契約者による本ルーターの受け取りを確認したことをもって、契約者への本ルーターの到着が完了したものと扱います。
3. 契約者は、本ルーターの配送に必要な事項を当社が配送に関する業務を委託する第三者に提供および開示すること、ならびにかかる第三者がその委託先に提供および開示することについて、あらかじめ承諾していただきます。

第13条（本ルーターの取り替え）

1. 本ルーターが正常に作動しなくなった場合、契約者は、ただちに当社に通知するものとし、当社は、本ルーターを修理または取り替えるものといたします。ただし、契約者の責となる理由によるものと当社が判断した場合、契約者は、本ルーターの修理または取り替えに要する費用を支払っていただきます。
2. 契約者の責とならない理由により、本ルーターが正常に作動しなくなった場合で、本ルーターの修理または取り替えに過大の費用または時間を要する場合、当社は契約者に通知のうえ、本契約を解除することがあります。

第14条（本ルーターの使用・保管等）

1. 本ルーターの所有権は当社に属し、契約者は、本ルーターを善良な管理者の注意をもって使用および保管していただきます。
2. 契約者は、本ルーターの使用および保管に必要な通信機器などの準備およびセキュリティに関する設定について、自己の負担と責任で行なっていただきます。
3. 本ルーターの種類は当社が指定するものとし、契約者は、その種類を指定できないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

第 15 条（著作権等）

本ルーターの使用において、当社が契約者に提供する一切の物品（本規約、各種ソフトウェア、取扱マニュアル等を含みます。）に関する著作権、特許権、商標権、ノウハウ等の一切の知的財産権は、当社または当社が指定する者に帰属するものといたします。

第 16 条（禁止行為）

契約者は、本サービスの利用にあたり、次の行為を行なわないでいただきます。

- （１）本ルーターを設置場所から移動し、または持ち出しする行為
- （２）本ルーターを第三者に譲渡し、転貸し、または改造する行為（相続その他の原因によって、契約者の本契約に関するすべての権利義務を受け継ぐ場合を除きます。）
- （３）本ルーターについて質権および譲渡担保権、その他当社の所有権の行為を制限する一切の権利を設定する行為
- （４）有償、無償を問わず、本ルーターの全部または一部を構成するソフトウェア製品（以下「本ソフトウェア」といいます。）を第三者に譲渡し、またはは第三者のために再使用権を設定する行為
- （５）本ソフトウェアを本ルーター以外のものに利用する行為
- （６）本ソフトウェアを複製する行為
- （７）ソフトウェアを変更または改作する行為

第 17 条（本ルーターの故障・滅失・毀損）

当社の責とならない理由により、本ルーターが故障、滅失または毀損（所有権の侵害を含みます。）した場合は、契約者は当社に対して、料金表に定める機器損害金を支払っていただきます。

第 18 条（本ルーターの返却）

- １．第 9 条（契約者が行なう本契約の解除）または第 10 条（当社が行なう本契約の解除）により本契約を解除する場合その他の理由により本契約が終了した場合および本ルーターの取り替えが必要となった場合は、契約者は、当社が別途指定する方法にもとづき、当社が別途指定する期日までに本ルーターを当社に返還していただきます。
なお、契約者が本ルーターを当社に返還する場合で、本ルーター以外の品物が混入していたとき、当社は、契約者に何ら通知等することなく、当該混入品を一律に廃棄いたします。
- ２．本ルーターの返還費用が発生する場合は、契約者自身で負担していただきます。
- ３．契約者が第 1 項の返還義務の履行を怠った場合には、契約者は当社に対し、料金表に定める機器損害金を支払っていただきます。

第 19 条（責任の制限）

本サービスに関連して発生した契約者または第三者の損害について、当社が賠償責任を負う場合の賠償の範囲は、本サービスのレンタル料金の 1 月分を上限といたします。ただし、当社の故意または重大な過失に起因する場合は、この限りではありません。

附則

本規約は、2024 年 7 月 16 日より実施いたします。

本規約は、予告なく内容を変更する場合があります。

別紙

料金表

1. レンタル料金

区分	単位	月額料金（税込）
Wi-Fiルーターレンタル	1の本契約ごとに	110円

2. 機器損害金

区分	単位	料金
機器損害金（Wi-Fiルーター）	1台ごとに	6,000円（不課税）